

障害がある方に配慮した 軽自動車税の減免制度

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

市は、障害がある方のために使用する軽自動車で一定の要件を満たすものについて、申請により軽自動車税を減免しています。

※ 軽自動車には原動機付自転車（125cc以下）、二輪車（250cc以下）および二輪の小型自動車を含みます。

減免申請の手続き

減免申請は、軽自動車税納税通知書を受け取ってから6月1日(月)まで市民税務課で手続きできます。納税通知書の発送は5月初旬頃を予定しています。納税通知書に案内文を同封しますので、減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などを確認してください。

固定資産の縦覧・閲覧

問い合わせ 市民税務課 ☎2129

平成27年度固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧は、表のとおりです。

納税通知書は4月上旬発送

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。(第1期納期限は4月30日(木)です)

課税明細書は申告に使えます

固定資産税・都市計画税の明細(資産の所在、課税標準額、税額などを明記)は、納税通知書と一緒につづられています。

ただし、資産が多い場合は、別紙となっていることがありますので、ご注意ください。

この課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用することができますので、大切に保管してください。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間	4月1日(水)～4月30日(木) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分	4月1日(水)～随時 (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分
縦覧・閲覧場所	市民税務課固定資産税係(市役所2階)	
縦覧・閲覧ができる方	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の家族 ○代理人	○固定資産税の納税義務者 ○納税義務者と同居の家族 ○代理人 ○借地、借家人
必要なもの	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が縦覧するとき)	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が閲覧するとき) ○契約書などの書類(借地、借家人が閲覧するとき)
手数料	無料	1件につき200円(ただし縦覧期間中は無料)

(※) 本人確認書類

- 1点で済むもの
納税通知書、運転免許証など公的機関発行の写真付の身分証明書
- 2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の身分証明書など

縦覧帳簿の縦覧方法

手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

対象となる軽自動車

次の表の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合は減免の対象となります。

	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人	本人	特に問わない
(イ)	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために専ら使用すること
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(オ)	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員	常時介護者	

※ 「軽自動車」は自家用車に限ります。また、「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者を(障害の級・程度によっては対象とならない場合があります)、「家族」とは本人と生計を一にしている人をいいます。

